

2020 ソウルマラソン中止に対する

日本事務局お申込みの皆様からのご質問に関するご回答（最終）

2月28日（金）ソウルマラソン大会組織委員会発表（以下、組織委員会と称する）の開催中止決定に伴い、公式日本事務局（以下、日本事務局と称する）は、日本事務局にお手続きをされた参加者及び日本事務局の定めた参加費（以下、日本事務局特別参加者及び日本事務局特別参加費と称する）について、取り扱い申込時にご承諾頂いた規約に基づきご対応をさせて頂いた事は既にご案内を致しております。

中止に対し皆様から温かい励ましのお言葉を頂き、改めて心よりお礼を申し上げます。

遡る2月21日（金）組織委員会が大会可否に影響を与える「新型コロナウイルス」（以下、コロナ19と称する）に関する発表を致しました。

組織委員会のこの発表は、少なくともマスターズ部門は中止するかも知れないとのメッセージが込められているようでしたので皆様に（翻訳して）ご案内をしました。

その際、韓国組織委員会への直接お申し込み参加者に対して適用する手続き項目には、日本事務局特別参加者の皆様に誤解が生じないように、注*を付け別枠でもご案内を致しました。

日本事務局特別参加者の皆様からは、このご案内に対し、以下のようなメールを頂いております。

「本日のソウルマラソンのHPでの告示、拝見いたしました。新型コロナウイルスの影響が心配なため、不参加とさせていただきます。練習もしていたので残念ですが諦めました。来年はこのようなことが起きないことを祈ります。お世話になりました。」（S様 メール原文まま）

その他「韓国内や組織委員会の状況も良く分かりました。購入した航空券や宿泊などのキャンセルが可能なタイミングだったので助かった」などの内容のメールを多数頂いております。

+++++

これまで頂いたご質問やご要望に関して、以下を最終のご回答とさせていただきます。ご必要な箇所だけ目をお通しください。

日本事務局の決定について理解ができるが、以下の点の説明が欲しい

- ① ソウル大会組織委員会へ直接エントリー者（ほとんどが韓国人や韓国在住者）に参加費の全額 50,000 ウォン（約 4,500 円）が返金されるようです。

この辺りの事情を知っていれば教えて欲しい。

* 下線、カッコ内は事務局加筆

①のご回答：

組織委員会は 2 月 28 日に大会の中止と併せて上記参加者への特別措置を発表しました。緊急な発表であり、日本事務局は事前に決定の事情など知りうる状況ではありませんでした。通常日本事務局は、組織委員会の声明や決定の事情に関して特に必要と致しておりません。

この決定された内容については、日本事務局特別参加者に直接関係が無い事項ですが、上述した 2 月 21 日（金）の発表に触れて推測はしております。

この推測はお話しできますのでご要望へのご回答と替えさせていただきます。

緊急発表時点（2/28 の中止返金発表）の韓国内状況は、一刻の猶予も出来ない「コロナ 19」感染拡大が韓国市民の身近に急速な勢いで迫っていました。

組織委員会は約 40,000 人のランナーを始め、多数の観戦者、ボランティアはもちろん交通、警備、医療、設営、清掃など開催日と直近前後で延べ数十万人は関係すると思います。

ご案内のように、組織委員会は 2 月 12 日の政府通達にて、状況の深刻さを改めて認識し、具体的な対策を始めたと思います。日を迫るにつれ事態の深刻さが増すなかで、参加費返還も付加しての中止発表は、これらの多くの関係者が早急に感染防御に集中出来るようにと考えた促進策と推測しております。

約 4 万人のランナーは、多くが韓国人ランナーですが、当然外国人もおり、不可抗力条項などの理解には時間が掛かります。社会規範やルールに高い価値を認められるアスリートですが、法的リテラシーの低い方はいらっしゃいます。

（誤解の無いよう、競技規則や大会規約を守れるなら十分です）

おそらく組織委員会はこのような状況も予見したトラブル防止策であると思われました。

ソウル大会組織委員会（東亜日報社、ソウル特別市、韓国陸連）は一刻の余裕もない緊急非常事態の下で前述の様に、満を持した本年大会を失い、大きな経済的損失を受入れて人命優先を選択したと推測いたしています。

日本事務局は、80 年に及ぶソウルマラソンを継承、発展をした組織委員会の自信と社会的責任の見地から下した英断と思い、リスペクトを感じています。

+++++

② 記念品 2020年のランシャツ、Tシャツが欲しいので検討をして欲しい。

②のご回答：

組織委員会から記念品類のお渡しは、通年大会前日のエキスポ会場受付でのみと指定されております。組織委員会では、キャンセルの受付を2月24日まで行っていましたので、Tシャツ類の記念品やゼッケンなどの準備直前か作成開始したばかりと思われる時期なので作成されていないケースも考えられます。

例えば韓国内で記念品のパッケージ等までが済んでいたとしても、現在の韓国内の状況を考えると、現実的には大変難しいと思います。

日本事務局は韓国内の「コロナ19」の沈静を待って訪韓し、組織委員会に訪問する予定です。お気持ちは理解できますのでその折に担当部局に相談をしてみます。

+++++

③ 来年のエントリー受付で今回申込み者に優先受付を要望するので検討してほしい。

③のご回答：

これまで同様、日本事務局特別参加者の取扱い枠や対象者の選択などは、日本事務局の裁量で行うことを承認されています。

しかし、現在以下の様な問題が生じております。

大会中止により、日本事務局の対応に不満をお持ちの方からのクレームにより、組織委員会が迷惑をしているとの情報に接しました。

訪韓の折に状況を確認しますが、状況によっては関係者の方々には不快感と日本事務局の運営に不審を抱くかもしれません。

過去に同様な事がありましたが、問題は生じませんでした。民間スポーツ交流ではありますが、昨今の憂うべき日韓関係を考えると多少の影響があるかもしれないと危惧は致しております。

+++++

日本事務局の決定には法律上問題があると考え、理解が出来ない

「法的問題が有るので補償せよ」や「航空券（LCC）の補償を求める」など一部の匿名のお問い合わせにはご回答を割愛させていただきます。

以下、日本事務局特別参加者で実名にてお問い合わせを頂いている T 様のメール文を原文のまま紹介します。

弁護士様のアドバイスを頂いたものとの事で法律解釈に関してのご回答を求めています。日本事務局は、法律の根拠などに基づいて、現在責任のあるご回答をすることの準備が出来ていません。

日本事務局の運営やご利用者に不利益の発生や予見ができる場合にのみ、弁護士など専門家に対応をお願い致しています。以下のご回答は、事実のみの回答だけになりますが、ご賢察下さい。（*下線や改行は当方で付記しました。）

④ T様の要望内容：

『顧問弁護士と相談してメールさせて頂きました。主催者発表に全額返金と記載されてますが主催者の代理である日本事務局が一切の返金されないのはおかしいと思います。

「申し込み時規約にご承諾を頂きました不可抗力事項を適用し、大変恐縮ですが参加費のご返金はありません。」いかなる理由があっても一切返金しないというものですから、消費者であるランナーの権利を不当に制限するものであり、消費者契約法 10 条に照らし少なくともその一部が無効になるのではないかと考えられます。

事前準備の段階において参加費の全部が使われているとも思えませんし、大会事務局より全額返金されている事実や当日マラソンを走らせるという給付義務が一切履行されていない訳ですから、一切返金しないというのは衡平の観点にも反するように考えられます。

また事務局から返金された費用は御社の利益ですか！？本大会の参加費とは別に日本事務局利益分がかなり含まれておりそちらで相殺出来るのではないのでしょうか？

参加申込み者みんなですべて訴訟を起こす前に公の場で大会事務局が返金しているのに日本事務局は返金しない理由を公表して下さい。』

④のご回答：

主催者（組織委員会）が既に発表した全額返金対象者は、主催者に直接お申し込みをされ、50,000 ウォン（約 4,500 円）の参加料をお支払いした方々です。

また、日本事務局は主催者（組織委員会）の代理は行っておりません。
主催者とは、組織や資本はもちろん、ランチでもございません。

組織委員会からは、日本の参加者の代表として、2003年の開設当初より永年にわたり、
温かな気遣いやご配慮を頂いております。

（前述のとおり組織委員会の代理を致しておりませんので、当然送客のマージンやその他
金銭等のベネフィットに類するものは一切ございません）

ソウル大会組織委員会と日本事務局の参加費に開きがあるのも日本事務局独自のサービス
を提供していることが理由です。

今回のご対応については、契約上の観点からのものです。天災等原因が、主催者の不注意
や故意で招来したものでない場合に限って日本事務局にその責めを求めないと T 様にご承
認頂いた理由に基づいております。

T 様へのご回答は顧問弁護士様への回答ともなり、直ちにご納得を頂けるとは思いません。

提訴をされる事は、時間や費用の点から出来るだけ避けたいと思っています。

しかし、日本事務局としては、T 様などの提訴により第三者を含めた名誉棄損、素人の独
自見解などの拡散がある程度防げるメリットもございます。

いずれにしても提訴されれば専門家の手に委ねてご対応を致しますので、特にコメントは
ございません。蛇足で恐縮ですが、本回答を含め、もう一度弁護士様とご相談されるのが
よろしいのではと考えます。

以上

2020年3月7日